

税金が減免されます

■台風接近にそなえて税金対策

九月は台風シーズンといわれるが、もうすでに七月、八月中には台風が九州をかすめて去つていった。今年も台風対策をガツチリとたてておこう。なかでも税金の減免については、ひととおりのことを調べておきたいもの。

被災地では、なにをおいてもまず住宅、家財の復旧整備などの応急措置をするが、一段落すると税金のことを考える段どりになる。

そこで手続を知らないために、当然、受けられる税金の救済を受けそこなう人のないよう、災害を受けたときの税金減免などの手続についてのべてみよう。

サラリーマンの場合

台風や地震、火災、落雷などのため、住宅や家財にそれらの価額の半分以上の損害を受けたサラリーマンは、災害後の状況で見積つた今後一年間の所得金額が百二十万円以下であれば、災害減免法によつて、次のとおり税金の減免などが受けられる。

- (1) 所得の見積が五十万円以下の人は、税金が全免になる。従つて、災害の日から年末までに納める税金は徴収猶予になり、それまでに納めた税金は返される。
- (2) 所得の見積が五十万円をこえ、八十万円以下の人は、税金の半分が免除される。従つて、原則的には、これから納める税金の半分が徴収猶予され、また納めた税金の半分は還付される。
- (3) 所得の見積が八十万円をこえ、百二十万円以下の人は、災害の日から三カ月間（その期間が翌年にまたがると十二月まで）徴収が猶予される。つまり税金の四分の一が免除される訳である。

災害減免法による救済を受け

るためには、災害のあつた日から、次の俸給支払日の前日までに給与の支払者へ、申請書を出さなければならぬ。

サラリーマン以外の場合

- 2 申告所得税の納税者が災害による税金の減免を受けるときには、災害減免法によるが、その条件や救済の程度は、サラリーマンの場合とはほぼ同じである。
- また、納税の猶予を受ける場合は、今年新たに制定された国税通則法によることになつた。この場合の猶予期間は、納期限から一年以内である。
- これらの救済を受けるには、災害のあつた日から二、三ヶ月以内に税務署へ申請書を出さなければならぬ。

雑損控除の規定

- 3 所得税法に雑損控除の規定があつて、災

編集室

- なかい間お待たせしました。159号をお届けします。
- この号は28億円の大事業「天草架橋」を特集し、特に40頁に増頁して、皆様のご期待にこたえました。
- 前号で「次号は道路問題を特集します」と書きましたが、資料しう集の都合で少々延期しましたのでご了承下さい。
- 次の160号は「地方自治15周年記念特集」を予定し、現在取材中で、9月下旬にはお届けできると思います。
- 皆様のご投稿をお待ちします。（高浜）

宅、家財などの資産に、今年所得金額の割をこえる損害を受けたときの救済を明らかにしている。

この制度では、前記の損害額（保険金などで補てん）された金額を差し引くから所得金額の割を引いた残りの金額を、確定申告の際に所得から引いて税金を精算することになる。

損害額が大きく、今年所得から引き切れないときは、向こう三カ年間にわたり繰越控除が認められる。

次に、今年の所得税法の改正で、店舗、機械などの事業用固定資産について損害を受けたときは、従来のたな卸し資産について損害を受けたときと同様に、事業所得の計算上、必要経費として認められることになつた。

また、損害額がその年の収入金額から引ききれなかったときは、三年間の繰越控除が受けられる。

4 災害減免法による税金の減免等や、国税通則法による納税の猶予を受けた人は、来年三月十五日までに確定申告をして、税金を精算しなければならぬが、その際、雑損控除の適用を受けた方が計算上有利になる人は、有利な方を選択すればよいことになつて

5 もし不幸にして、災害にあつたときは、すぐにも寄りの税務署に出かけ、税金面の救済について遠慮なく聞けば、詳しく教えてくれる。
(国税局)



ぼくらは行かない
あぶないところ
一人で行かない泳がない
あぶないところ遊ばない
おぼれて死んだら
母さん泣くよ

まつな

★子供の水泳には、必ず監視人をつけましょう

危険な季節……

夏休みは

つい心がゆるみがち……

第2学期はもうすぐ

サア、気持ちをひきしめて



- 子供のつきあい関係や遊びなど、日常の行動に気を配つて下さい。
- 子供がキャンプへ行つたりする場合、グループの友だちをたしかめ、指導監督する人をつけることが必要です。